

## テレワークの実施事業所の一部解除について（その2）

令和2年4月17日にご案内しております下記のテレワークの全社実施期間を現在5月31日まで延長いたしておりますが、本日京都、大阪、兵庫の2府1県の緊急事態宣言が解除されたことを受けて、当該府県内の支店および所管営業所等のテレワークを5月25日（月）から解除いたします。  
なお引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底を図ってまいりますので何卒よろしくお願いたします。

1. 解除する事業所：大阪支店および所管営業所
2. 解除済み事業所：東北支店、名古屋支店、広島支店、九州支店、鹿児島支店  
および所管営業所、事務所
3. 継続する事業所：本社、神田オフィス、西ヶ原オフィスおよび所管営業所、事務所

令和2年5月21日  
株式会社千代田コンサルタント

記

## テレワークの全社実施およびご連絡方法のお願いについて

令和2年4月7日に発出された改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みを一層強化するため、対象地域内の事業所でテレワークを実施してきました。

今般4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されましたので、当社といたしましても、本日よりテレワークを全社にて実施することといたしました。

つきましては、事業所へのご連絡は引き続き下記によりお願いいたします。

関係各位にはご迷惑をおかけしますが、今後も社会の安全確保のために感染拡大防止に努めてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 実施期間：令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで
2. 実施する事業所：全国の事業所  
本社、神田オフィス、西ヶ原オフィス、東北支店、  
名古屋支店、大阪支店、広島支店、九州支店、鹿児島支店および  
営業所、事務所
3. ご連絡方法
  - ①事業所への電話およびFAXは極力ご遠慮いただき、担当者あてのメールにて直接ご連絡くださいますようご協力ください。
  - ②担当部署または担当者をご不明の場合は、下記の[千代コン・テレワーク総合窓口]からご連絡ください。
  - ③郵送またはFAXでご連絡いただいた場合、対応に時間を要することがございますのでご了承ください。

令和2年4月17日  
株式会社千代田コンサルタント

[千代コン・テレワーク総合窓口]  
Contact\_tw@chiyoda-ec.co.jp